

第6章 自然環境

第1節 苫小牧市の自然環境

1 概 況

本市は、道央地区南部に位置し、北西側の樽前山を背に台地・丘陵・沖積低地からなる地形で太平洋に面し、全般に温暖で降雪も少なく、過ごしやすい気候となっています。

本市には、樽前山麓の広大な森林をはじめ、湖沼群や湿原、自然緑地などが広く分布しています。中でもウトナイ湖は、全国屈指の渡り鳥の中継地として知られており、国際的にも重要な湿地として平成 3（1991）年 12 月 12 日にラムサール条約（正式名称：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」昭和 55（1980）年 9 月 22 日 条約第 28 号）の湿地に登録されています。また、平成 14（2002）年 4 月 18 日には、東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークに登録され、平成 18（2006）年 11 月に東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップが発足し、これに基づく重要生息地ネットワークに移行しました。

こうした豊かな自然環境は、野生生物の生息・生育の場であると共に、都市の環境保全や水源かん養などの機能を持ち、また、市民レクリエーションの場としても利用されています。

2 自然環境保全地区などの指定の現況

本市は、広く分布するすぐれた自然環境を有しており、北海道環境緑地保護地区、学術自然保護地区、鳥獣保護区などの指定を受けるほか、苫小牧市独自に自然環境保全地区を指定するなど、貴重な自然を将来にわたって保全するよう努めています。

（1）苫小牧市自然環境保全地区

良好な自然景観、良好な緑地を形成している区域および動植物の生息・生育地などのうち、自然的社会的諸条件から、その保全を図ることが必要な地域を「苫小牧市自然環境保全条例」（昭和 49（1974）年 6 月 11 日条例第 12 号）に基づき、保全地区として、現在 5 か所（延 132.9ha）を指定しています。

① トキサタマップ湿原地区（面積 45.5ha 市有地）

【昭和 51（1976）年 3 月 10 日指定】



ウトナイ湖に直接流入するトキサタマップ川が湿原の中を流れ、アオサギ、コヨシキリなど数多くの野鳥が生息し、ハンノキ、キタヨシに代表される植生がみられるウトナイ湖西部に広がる低層湿原です。

②勇払川旧古川地区（面積 11.1ha 国有地・市有地） 【昭和 51（1976）年 3 月 10 日指定】



勇払川の河川改修で三日月形に残された部分とその周りの樹林地で、中には樹齢 200 年近い高さ 15m ほどのミズナラ、ハリギリなどがあり、今なお原始の姿を思わせます。

③樽前ガロー地区（面積 8.6ha 国有地・私有地） 【昭和 54（1979）年 4 月 10 日指定】



樽前川の流域に形成されている両岸の切り立った岩壁には、エビゴケ、オオホウキゴケなど 60 種類以上のコケ類が「じゅうたん」を敷きつめたように張り付き、特異な景観を見せています。また、水量も豊かで、ヤマセミ、キセキレイなどの溪流性の野鳥も見られます。

④ウトナイ沼南東部砂丘地区（面積 64.5ha 市有地・国有地）

【平成 2（1990）年 6 月 15 日指定】



勇払原野の生い立ちを物語り、砂丘群が分布する地域で、高山性のハナゴケ類や海岸性のハマナス、低地性のハスカップ、草原性のエゾコゴメグサなどが混在した植生は特異な景観を見せており、学術的にも貴重な地区です。また、ウトナイ湖に隣接していることから、鳥類も非常に豊富です。

⑤沼ノ端拓勇樹林地地区（面積 3.2ha 市有地） 【平成 7（1995）年 2 月 21 日指定】



昭和初期以来、酪農を中心とした開拓地の防風林の一部で、ミズナラ、ハンノキなどの高木をはじめ、ノリウツギ、ハスカップなどの低木が見られる森林性に富んだ良好な樹林地です。市街地近郊にもかかわらず、自然の状態で残っている貴重な地区です。

(2) 北海道環境緑地保護地区など

「北海道自然環境等保全条例」に基づき、次の2か所（延 122.9ha）が保護地区に指定されています。

また、北海道自然環境保全指針に基づき「すぐれた自然地域」7か所、「身近な自然地域」15か所が選ばれています。

①糸井環境緑地保護地区（面積 67.9ha 市有地）

【昭和 48（1973）年 3 月 30 日指定】



樽前山麓台地末端に位置し、ミズナラ、カシワなどの広葉樹天然林の樹林地で、市街地周辺の環境緑地として重要な地区です。

②勇払川学術自然保護地区（面積 55.0ha 国有地・私有地）

【昭和 48（1973）年 3 月 30 日指定】



勇払川流域の低湿地で、ハンノキ、ヨシなどの湿性樹が群落をなし、草原性の野鳥が多く見られ、学術上価値あるものとして保護することが必要な地区です。

③すぐれた自然地域

自然を構成する要素である植物、動物、地形・地質、景観などの規模や資質に着目すると、その原始性、希少性、学術性、景観美などにおいて、他の地域より比較的秀でている自然の地域です。

- | | | | |
|----------|--------|-----------|---------|
| ○ウトナイ湖周辺 | ○美々川流域 | ○勇払川流域 | ○平木沼湖沼群 |
| ○樽前山周辺 | ○樽前湖沼群 | ○北大苫小牧研究林 | |

④身近な自然地域

都市近郊の樹林地、水辺、原野など居住地環境に比較的近く存在し、地域の住民が健康で快適な日常生活を営む上で貴重な存在となっている自然の地域です。

- | | | | |
|-----------|-------|--------|---------|
| ○勇払川旧古川地区 | ○王子山 | ○樽前ガロー | ○緑のトンネル |
| ○沼ノ端拓勇樹林地 | ○マッカ沼 | ○つた森山林 | ○トキト沼 |
| ○勇払海岸 | ○森田沼 | ○丹治沼 | ○錦大沼公園 |
| ○北大苫小牧研究林 | ○樽前大沼 | ○緑ヶ丘公園 | |

■ 苫小牧市自然環境保全地区等位置図



苫小牧市自然環境保全地区		鳥獣保護区など		すぐれた自然地域		身近な自然地域	
1	トキサタマップ湿原地区	8	国指定ウトナイ湖鳥獣保護区	16	ウトナイ湖周辺	23	つた森山林
2	勇払川旧古川地区※	9	北大苫小牧研究林鳥獣保護区※	17	勇払川流域	24	勇払海岸
3	樽前ガロー地区※	10	王子山鳥獣保護区※	18	樽前山周辺	25	緑ヶ丘公園
4	ウトナイ沼南東部砂丘地区	11	錦大沼鳥獣保護区※	19	樽前湖沼群	26	緑のトンネル
5	沼ノ端拓勇樹林地※	12	樽前大沼特定猟具使用禁止区域※	20	美々川流域	27	森田沼
北海道環境緑地保護地区など		13	丹治沼特定猟具使用禁止区域※	21	平木沼湖沼群	28	トキト沼・マッカ沼
6	糸井環境緑地保護地区	14	苫東特定猟具使用禁止区域	22	北大苫小牧研究林		
7	勇払川学術自然保護地区	15	弁天沼特定猟具使用禁止区域				

※ 北海道自然環境保全指針に基づき「身近な自然地域」に指定されている。

3 野生鳥獣保護の現況

野生鳥獣は、自然を構成するひとつの大切な要素であり、人間と自然とのふれあいの中でも重要な役割を担っています。日本に生息する鳥獣は、鳥類約 630 種、哺乳類約 170 種ですが、ウトナイ湖周辺における鳥類は、その半数に近い約 270 種で、スズメ、ムクドリなどの都市性鳥類、オオジシギ、ヒバリなどの草原性鳥類、ホオジロ、アオジなどの森林性鳥類などと多様です。哺乳類もヒグマ、キタキツネ、エゾシカなどが生息しています。

また、(公財)日本野鳥の会が、全国への呼びかけにより国内初のサンクチュアリ(野生生物が生息できるように保護されている地域)として、昭和 56 (1981) 年にウトナイ湖を中心とした周辺約 510ha を指定したのも、このような豊かな自然を守り育てていくためです。

(1) ウトナイ湖野生鳥獣保護センター

平成 14 (2002) 年 7 月に「ウトナイ湖野生鳥獣保護センター」を開設しました。

本センターは、将来にわたり国指定ウトナイ湖鳥獣保護区が鳥獣の良好な生息地として保全、維持され、人と野生生物との共生が図られるよう、環境省の「野生鳥獣との共生環境整備事業」により建設され、環境省と苫小牧市で共



同運営する施設です。本センターは、鳥獣保護区のビジターセンター的機能を有し、展示ホールにはウトナイ湖の生態系や渡り鳥の営み、生息環境などを数多くの展示や映像などで紹介するとともに、初心者も自然観察を楽しむ方法などをわかりやすく解説しています。また、自然観察を通じて自然保護や野生鳥獣との適正なふれあいを図る普及啓発事業をはじめ、鳥獣保護区周辺における傷病鳥獣の収容、治療、リハビリなどを行っています。

(2) 鳥獣保護区などの設定状況

野生鳥獣の保護、繁殖を図るため、生息環境の特性に応じ「鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法律」に基づく「鳥獣保護区」が 4 か所設定され、鳥獣の狩猟が禁止されています。

また、銃器を使用する狩猟は、特に危険を伴うことから、銃器による狩猟を禁止する「特定猟具使用禁止区域」が 3 か所設定されています。

■ 鳥獣保護区など指定一覧表

(令和6(2024)年3月31日現在)

名 称	面積 (ha)	設定期間
国指定ウトナイ湖鳥獣保護区※	510	昭和57(1982)年03月31日～令和13(2031)年9月30日
王子山鳥獣保護区	1,263	昭和39(1964)年10月01日～令和06(2024)年9月30日
北大苫小牧研究林鳥獣保護区	2,715	昭和43(1968)年03月30日～令和7(2025)年9月30日
錦大沼鳥獣保護区	236	昭和53(1978)年03月30日～令和19(2037)年9月30日
丹治沼特定猟具使用禁止区域(銃器)	39	昭和39(1964)年10月01日～令和6(2024)年9月30日
樽前大沼特定猟具使用禁止区域(銃器)	48	昭和52(1977)年09月15日～令和9(2027)年9月30日
苫東特定猟具使用禁止区域(銃器)	8,019	令和3(2021)年10月01日～令和13(2031)年9月30日

※特別保護地区併設(510ha)

(3) 鳥獣保護の状況

衰弱、事故などにより負傷した野生鳥獣の保護取扱状況は、以下のとおりです。

■ 野生鳥獣の保護取扱状況

年度 区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
鳥 類	138	148	149	127	121	81	46	54	81
哺乳類	0	4	2	2	3	1	0	1	3
計	138	152	151	129	124	82	46	55	84

(注) 収容時死亡個体およびカラスなど有害鳥獣駆除分を除く。

(4) ウトナイ湖におけるハクチョウ類などの飛来

ウトナイ湖は、ハクチョウ類、ガン類、カモ類など渡り鳥の中継地であるとともに、越冬地でもあります。

同湖に飛来するハクチョウ類をカウント調査した結果と、昭和 52（1977）年秋から令和 5（2023）年春までの最高飛来数の推移は、以下のとおりです。

■ウトナイ湖におけるハクチョウ類の飛来数

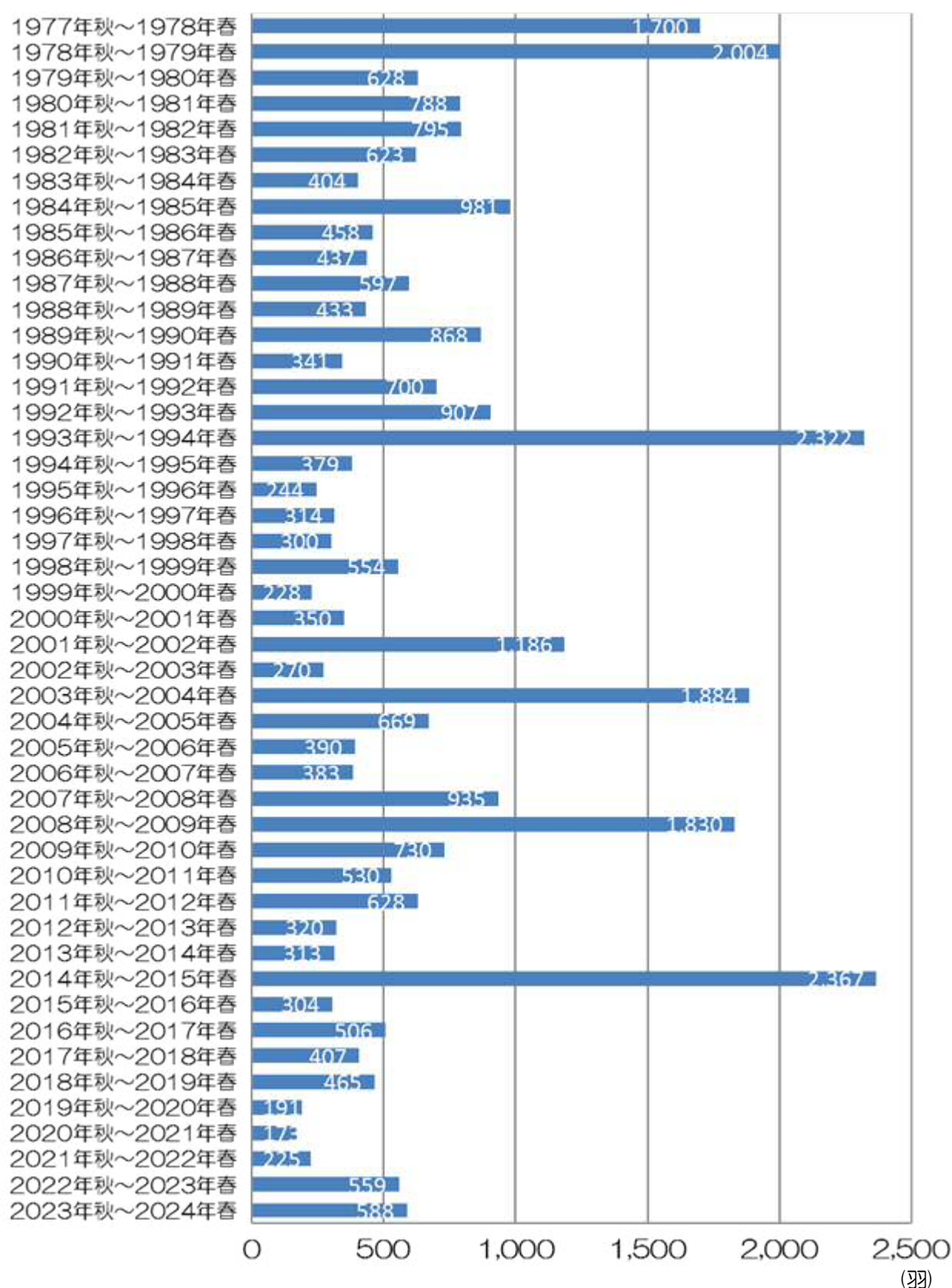
調査年		初飛来日	最高飛来数および飛来日		飛去日
H21・秋 (2009)	H22・春 (2010)	H21 (2009). 10. 3	730 羽	H21 (2009). 10.24	H22 (2010). 4.26
H22・秋 (2010)	H23・春 (2011)	H22 (2010). 9.27	530 羽	H22 (2010). 10.16	H23 (2011). 5.11
H23・秋 (2011)	H24・春 (2012)	H23 (2011). 10. 1	628 羽	H23 (2011). 10.15	H24 (2012). 4.21
H24・秋 (2012)	H25・春 (2013)	H24 (2012). 10. 7	320 羽	H24 (2012). 10.18	H25 (2013). 5. 5
H25・秋 (2013)	H26・春 (2014)	H25 (2013). 10. 2	313 羽	H25 (2013). 10. 9	H26 (2014). 5. 3
H26・秋 (2014)	H27・春 (2015)	H26 (2014). 10. 4	2,367 羽	H26 (2014). 10.17	H27 (2015). 4.23
H27・秋 (2015)	H28・春 (2016)	H27 (2015). 9.30	304 羽	H27 (2015). 12.10	H28 (2016). 4.20
H28・秋 (2016)	H29・春 (2017)	H28 (2016). 10. 5	506 羽	H28 (2016). 10.23	H29 (2017). 5. 4
H29・秋 (2017)	H30・春 (2018)	H29 (2017). 10. 5	407 羽	H29 (2017). 10.13	H30 (2018). 4.30
H30・秋 (2018)	H31・春 (2019)	H30 (2018). 10. 2	465 羽	H30 (2018). 10.18	H31 (2019). 4.21
R1・秋 (2019)	R2・春 (2020)	R1 (2019). 10. 4	191 羽	R1 (2019). 10.25	R2 (2020). 4.19
R2・秋 (2020)	R3・春 (2021)	R2 (2020). 10. 7	173 羽	R2 (2020). 10.15	R3 (2021). 4.23
R3・秋 (2021)	R4・春 (2022)	R3 (2021). 10. 3	225 羽	R3 (2021). 10.7	R4 (2022). 4.28
R4・秋 (2022)	R5・春 (2023)	R4 (2022). 10.5	559 羽	R4 (2022). 10.15	R5 (2023). 5.12
R5・秋 (2023)	R6・春 (2024)	R5 (2023). 10.7	588 羽	R5 (2023). 10.19	R6 (2024). 4.29



<市の鳥 ハクチョウ>

平成 2（1990）年 9 月、市民が自然とふれあう機会を広げ、自然保護について理解を深めることを目的に苫小牧市の鳥を制定しました。

■ウトナイ湖におけるハクチョウ類の最高飛来数の推移



4 ウトナイ湖とラムサール条約

(1) ウトナイ湖

ウトナイ湖は、周囲 9km、面積 275ha、平均水深 0.6m の淡水湖で、美々川をはじめトキサタマップ川などの清流がそそぎ、湖の周辺には原野、湿原などの豊かな自然が形成されています。このことからウトナイ湖は、動植物の宝庫、野鳥の楽園ともいわれ、現在まで約 270 種の鳥類が確認され、バードウォッチングや自然散策、自然観察など四季折々の自然や野鳥とのふれあいが楽しめます。特にガン類、カモ類、ハクチョウ類などの渡り鳥にとっては重要な中継地であり、マガンやヒシクイ、オオハクチョウやコハクチョウ（いずれも種名）の集団渡来地として国際的に知られています。昭和 57（1982）年ウトナイ湖とその周囲、面積 510ha は、国指定鳥獣保護区特別地区に定められ、平成 3（1991）年国内 4 番目のラムサール条約の登録湿地となりました。



ウトナイ湖の位置とラムサール条約湿地の範囲(点線部分)

(2) ウトナイ湖サンクチュアリ

全国屈指の渡り鳥の中継地であるウトナイ湖の自然を残すため、(公財)日本野鳥の会が昭和 56（1981）年に周辺の原野や森林を含めた約 510ha を日本最初の野鳥の聖域・サンクチュアリに指定しました。

サンクチュアリには自然観察路や観察小屋が設けられており、四季を通じての野鳥観察や保護の拠点としてネイチャーセンターも設置されています。



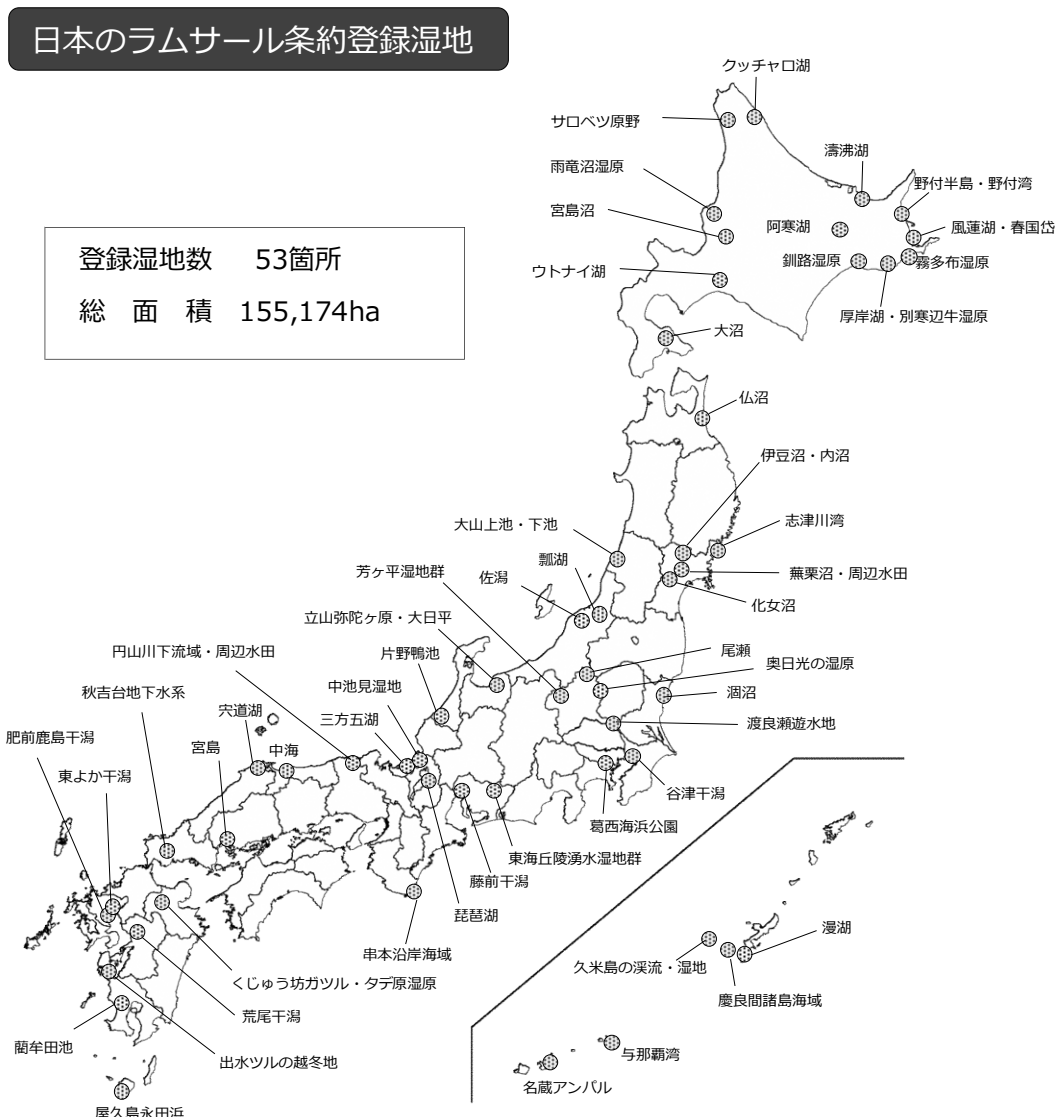
(3) ラムサール条約の概要

ラムサール条約は、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、昭和 46（1971）年にイランのラムサールで開催された国際会議で採択され、昭和 50（1975）年に効力を発生しています。

この条約は、各締約国がその領土にある湿地を指定し、登録することによってその保全や適正利用を図り、湿地に生息する動植物、特に水鳥の保護を促進することを主な目的としています。また、条約の加入にあたっては、少なくとも 1 か所の湿地を指定し、登録することが義務付けられています。

令和 5（2023）年 8 月現在で締約国は 172 か国、登録湿地は 2,493 か所になっています。日本は、昭和 55（1980）年に釧路湿原が最初の登録地となり、現在 53 か所(面積 155,174ha)の湿原が登録されています。

■ラムサール条約湿地位置図



5 啓発事業

自然とのふれあいなどを通して自然環境に対する市民意識を高めることを目的に、次の啓発事業を実施しています。

(1) 自然ふれあい教室



本市周辺は、四季折々に野鳥、動植物、昆虫などさまざまな生物が観察されるなど、すばらしい自然を有しています。

こうした自然とのふれあいを通して自然環境に対する市民意識の高揚と啓発を目的として、ウトナイ湖サンクチュアリのレンジャーを講師に招き、市内の小中学校の児童および生徒・教職員・PTA を対象に自然全般に関する教室を実施しています。

■開催実績 (令和5(2023)年度)

実施日	学校名	学年	会場	受講人数 (人)
5月18日(午前)	拓進小学校	4年生	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンターおよび自然観察路	65
5月18日(午後)	拓進小学校	4年生	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンターおよび自然観察路	65
7月20日	植苗小学校	3・4年生	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンターおよび自然観察路	13
8月25日	植苗小学校	3・4年生	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンターおよび自然観察路	13
9月 8日	若草小学校	3年生	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンターおよび自然観察路	32
合 計				342

(2) ハスカップつみ取り体験付自然観察バスツアー



苫小牧市では、ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦の関連事業として、二酸化炭素の吸収源である森林、勇払原野の恵みでもあるハスカップなど、市内の良好な自然環境および資源を市民の皆様に体験していただく、「自然観察バスツアー」を開催しました。

＜R5（2023）年7月8日(土)実施＞

19名参加

(3) 苫小牧の自然写真・水鳥絵画展



身近な水鳥類や野生鳥獣、自然景観に関心を持ってもらうことを目的として、写真や絵画を募集し、ウトナイ湖野生鳥獣保護センターにて展示会を開催しています。

＜R5（2023）年度開催＞

写真の部 15名 29点応募

絵画の部 17名 17点応募

(4) 野生動物に学ぶ救護セミナー



傷病鳥獣救護に必要な基礎知識や技術向上、市民への鳥獣保護思想の普及啓発を目的としたセミナーを実施しています。

＜R5（2023）実施＞

4月23日 32名参加

7月22日 30名参加

9月23日 34名参加

(5) こころの授業



ウトナイ湖野生鳥獣保護センターの獣医師が講師となり、小中学校に出向くなどにより行っています。

リハビリ中の傷病鳥とのふれあいや映像による学習により、生物の多様性、命の大切さ、自然環境保全の重要性を学ぶことを目的としています。

■開催実績 (令和5(2023)年度)

実施日	学校名	学年	クラス数	受講人数 (人)	授業回数 (回)
6月28日	拓進小学校	2年生	3	109	3
7月5日	拓勇小学校①	4年生	2	120	2
7月12日	拓勇小学校②	4年生	2		2
8月29日	美園小学校	5年生	2	81	2
9月7日	沼ノ端小学校	3年生	2	56	1
9月15日	西小学校	3年生	1	33	1
9月27日	緑小学校	4年生	3	80	3
10月13日	清水小学校	3・4年生	2	68	2
10月18日	ウトナイ小学校①	3年生	2	152	2
10月20日	ウトナイ小学校②	3年生	2		2
10月25日	東小学校	2年生	1	34	1
11月1日	明野小学校	3年生	2	50	2
11月9日	樽前小学校	2～6年生	5	16	1
11月10日	錦岡小学校	3年生	3	106	3
11月14日	豊川小学校	3年生	2	56	2
11月15日	澄川小学校	3年生	3	87	3
11月24日	勇払小学校	2年生	1	17	1
11月29日	糸井小学校	3年生	1	25	1
12月6日	北星小学校	3年生	2	53	2
12月8日	若草小学校	3年生	1	27	1
12月15日	植苗小学校	3・4年生	1	14	1
合 計				1184	38

6 自然環境の保全対策

(1) 条例による開発行為の規制

「苫小牧市自然環境保全条例」により、都市計画法に基づく開発行為、宅地造成および特定盛土等規制法に基づく宅地造成および 500 平方メートル以上の運動競技場などの建設、宅地造成や土地の開墾、樹木の伐採などで良好な生活環境を形成している緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある開発行為は、市長の許可を受けていることになっています。

(2) 産業廃棄物処理施設設置に対する指導

平成 3（1991）年 12 月に、産業廃棄物最終処分場の設置に伴う必要な指導事項を定め、適正処理の確保により自然環境および生活環境の保全を図ることを目的とした「産業廃棄物最終処分場設置に関する指導方針」を施行し、その後、法の改正に伴い、平成 12（2000）年 1 月には「苫小牧市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導指針」に改正して、指導を強化するとともに、設置者には公害防止協定の締結を義務づけています。

■ 公害防止協定一覧

（令和 6（2024）年 3 月 31 日現在）

締結事業者	締 結 日	設置・借受場所	施設の種類
北海道リサイクルセンター株式会社	平成 4（1992）年 3 月 16 日	字美沢 187 番 1	安定型および焼却炉
株式会社 C & R	平成 14（2002）年 5 月 27 日	字静川 5 番 4	焼却施設
	平成 15（2003）年 2 月 5 日	字静川 2 番、3 番、12 番 8	安定型
	平成 16（2004）年 7 月 16 日	字静川 2 番、3 番、12 番 8	安定型
	令和 元（2019）年 9 月 20 日	字静川 12 番 11、12 番 14、23 番 5、23 番 6	安定型および管理型
株式会社 エコクリーン	平成 15（2003）年 1 月 30 日	字柏原 3 番 29	安定型および管理型
株式会社 ホクハイ	平成 15（2003）年 2 月 5 日	字静川 2 番、3 番、12 番 8	安定型
株式会社 苫小牧解体建設	平成 15（2003）年 3 月 6 日	字樽前 292 番 1	安定型
株式会社 マテック	平成 17（2005）年 9 月 20 日	字弁天 504 番 17	廃プラスチック類の破砕施設
	平成 27（2015）年 7 月 9 日	厚真町字共和 114 番 7、114 番 2	安定型および管理型
共信建設株式会社	平成 25（2013）年 12 月 19 日	白老町字社台 374 番 6、375 番 30、573 番	安定型
空知興産株式会社	平成 28（2018）年 8 月 3 日	字弁天 504 番 7、8	焼却施設および破砕・減菌施設

(3) 生物多様性地域戦略策定事業

生物多様性基本法に基づき、本市の生物多様性の保全および持続可能な利用に係る考え方を明らかにするとともに、その実現に向けた施策により、市、事業者、市民および民間団体の連携・協働の下に、豊かな生物の多様性を保全し、その生態系サービスを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図ることを目的に令和5年および令和6年の2か年で「苫小牧市生物多様性地域戦略」を策定します。令和5年度は、本市の自然条件および社会条件に関する情報について文献・資料調査のほか、有識者やステークホルダーなどへのヒアリングにより収集を行い、本市の生物多様性の現状を把握し、課題整理するとともに、策定委員会を開催し、地域戦略の骨子を作成しました。



※生物多様性とは・・・

自然のなかでは、いろいろな生きものがくらしています。食べたり食べられたり、死んだり枯れて土に返れば植物の栄養になり、草や木が育ち、その草や木の実を他の生きものが食べる。このように、いろいろな生きものは互いにつながりながら生きています。いろいろな自然があって、さまざまな種類・大きさ・色・形などをした生きものがあることを「生物多様性」と言います。